

「さがすたいる Month」に係るプロモーション業務委託仕様書

1 委託業務名

「さがすたいる Month」に係るプロモーション業務委託

2 事業目的

県では、お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など（日常生活の場において困りごとを抱えがちな人、以下「当事者」という。）、みんながしぜんに支え合い、心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広めている。

この取組の一環として、「さがすたいる」の認知度向上及び理解・共感層の拡大を図るため、11月を「さがすたいる Month」と位置付け、集中的なプロモーションを実施する。

なお、11月には「国際寛容デー（11月16日）」、「World Kindness Day（11月13日）」に加え、「佐賀県障害者月間（11月15日～12月14日）」が設定されていることから、県民一人ひとりがやさしさや思いやりについて考える機運が高まるこの時期を「さがすたいる Month」として位置付けるものである。

3 実施方針

本事業において、強化したい内容は以下のとおり。

（1）「さがすたいる」の県民への認知拡大及び理解・共感層の拡大

「さがすたいる」の取り組みに無関心な層に対して、「さがすたいる」の認知拡大及びその概念に対する理解・共感層を拡大することで、当事者への配慮や支え合いなどの具体的な行動の実践につなげていくことを目指す。

（2）さがすたいるウェブサイトへのアクセス数向上

・さがすたいるウェブサイト（<https://saga-style.jp/>）

4 業務内容

（1）情報発信

「さがすたいる」の県民への認知拡大及び「さがすたいる」の理解・共感層の拡大を目的として、ターゲット層に効果的に訴求する動画及び静止画等のクリエイティブを制作し、マスメディア及びデジタル媒体を活用した情報発信を実施すること。

なお、本事業におけるメインターゲットは、「さがすたいる」の取組に対して無関心又は認知していない層とする。

ア マスメディア及び Web 広告を活用した情報発信の企画・運用

ターゲット層の属性や行動特性を踏まえて、効果的な媒体選定及び広告運用を行うこと。

〈媒体例〉

- ・ テレビ CM
- ・ 子育て情報誌（ワイヤーママ等）
- ・ SNS 広告
- ・ ディスプレイ広告
- ・ 動画広告
- ・ その他、提案による効果的な媒体

イ クリエイティブ制作（動画・静止画等）

- ・ ターゲット層及び訴求内容に応じて、アで選定した媒体に対するクリエイティブを制作すること。
- ・ テレビ CM 及び Web 広告用として、それぞれ2種類程度の動画を制作すること。
- ・ 「さがすたいる」の理念への共感を促すとともに、当事者への配慮や支え合いなどの具体的な行動につながる内容とすること。

ウ ランディングページの作成

「さがすたいる Month」（※）の情報発信及び「さがすたいる」への理解・共感の促進を目的として、既存の「さがすたいる」Web サイト内に特設ページを作成すること。

なお、作成に当たっては、以下を満たすこと。

- ・ 原則として、JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA を参考に構築すること。
- ・ IPA「安全なウェブサイトの作り方」等を参考に、適切なセキュリティ対策を講じること。
- ・ 公開前に脆弱性の有無を確認し、必要な対策を講じること。
- ・ ランディングページのデータは html（画像類、css、JS など）とし、さがすたいる Web サーバにアップロードして動作するものを納品すること。
- ・ Web サーバへのアップロードはサイトの保守業者が行うため、佐賀県に対して html データにて納品すること。

※「さがすたいる Month」実施内容（予定）

- ・ さがすたいるフェス（11 月 8 日実施）
- ・ 当仕様書4(2)の交流イベント
- ・ 当仕様書4(3)のアワード
- ・ 11月～12月に、県内で実施される関連イベント（市町や庁内に別途照会）

エ 効果測定・レポート作成

実施した情報発信について効果測定を行い、その結果を分析のうえ、レポートとして取りまとめること。

レポートには、広告ごとの配信実績、到達状況、エンゲージメント、ランディングページへの流入状況、成果指標の達成状況及び今後の改善提案等を含めること。

【留意事項】

- ・ Web 広告については、事業開始時に KPI（成果指標）及び KGI（最終目標）を設定し、その達成に向けた運用を行うこと。
- ・ 既存の情報発信媒体を効果的に活用するとともに、ターゲット層や発信内容に応じて最適な媒体及びコンテンツを選定し、柔軟かつ効果的な情報発信を行うこと。

既存媒体

- ・ さがすたいるウェブサイト
<https://saga-style.jp/>
- ・ Instagram
<https://www.instagram.com/sagastyle.pj/>
- ・ Facebook
<https://www.facebook.com/sagastyle.ud/>
- ・ YouTube
<https://www.youtube.com/channel/UCIU5gCHOpw2s4pmLOchmIkw>
- ・ TikTok
<https://www.tiktok.com/@sagastyle2018>

（２）交流イベントの企画・運営

「誰もが着たい服を着る」をテーマにしたトークイベントを実施する。

様々な事情で、既存の洋服だと着づらい方、着たい洋服を着れないと思っている方を対象に、事前に洋服のお直しサービスを実施。

イベント当日、当サービスを提供している団体のお話と、お直しを依頼した人とお直しした人らとのトークイベントを想定。

また、会場でこれまでお直しした洋服の展示、パネル等で紹介。

ア 日時と場所

- ・ 日時：11月14日（土）、15日（日）、21日（土）のうちの1日、2時間程度
- ・ 場所：JONAI SQUARE（予定）

イ 委託内容

- ・ パネル展のパネル制作（10枚程度）

- ・当日イベントの会場設営・運営
- ・当イベントの周知（チラシ作成 2000 部）
- ・交流イベントにおいて県が指定する団体への必要経費として 40 万円を計上すること。

（３）さがすたいるアワードの企画・運営

さがすたいるの普及啓発及び推進に貢献した企業、団体、施設及び店舗等に対し、感謝の意を表するとともに、その取組を広く県民へ発信するため、「さがすたいるアワード」を実施する。あわせて、受賞者の活動紹介も行う。

ア 日時

2026 年 11 月 26 日（木）14 時～15 時 30 分（予定）

イ 場所

県庁新館県民ホール（予定）

ウ 委託内容

- ・表彰式の企画及び運営
- ・会場設営（バックパネルの制作含む）
- ・感謝状もしくは記念品の制作（10 団体想定）
- ・被表彰者の活動紹介用スライド及びパネル制作（10 団体想定）

（４）その他、必要とされる業務

実施に必要な業務全般

6 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、納入期限までに納めるものとする。

- （１）完了報告書 1 部
- （２）本業務において作成した資料等
- （３）その他、県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

7 委託金額

10,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

8 著作権に係る留意事項

- （１）本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で、納品すること。
- （２）受託者が本業務において制作した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21

条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は、県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により制作した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

- (3) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任負担において一切の処理を行うものとする。

9 その他の留意事項

- (1) 事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。

- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、第三者に漏らし、又は、業務履行以外の目的で使用してはならない。受託者の責に期す情報漏洩が発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする。

- (3) 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について県が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

- (4) 本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。